

NEWS RELEASE

No. 11-15

2011年11月18日

(公財)損害保険事業総合研究所

調査報告書「諸外国における保険に関わる税制について」を作成しました

公益財団法人 損害保険事業総合研究所（理事長 濱 筆治）では、このたび、諸外国における付加価値税、異常危険準備金等の保険に関わる税制について取りまとめた調査報告書「諸外国における保険に関わる税制について」を作成しました。

現在、わが国では少子高齢化が進む中で、消費税の引き上げも視野に入れて、社会保障・税一体改革の検討が進められています。損害保険契約は、消費税においては非課税取引に区分され、消費税は課されませんが、損害保険を提供するために調達した財・サービスには消費税（仕入税額）がかかっており、保険会社が負担しています。このため、仕入税額分は結果として価格に転嫁せざるを得なくなる等の問題が生じています。そして、消費税率が引き上げられる場合は、この問題の影響はさらに大きくなります。

一方、平成 22 年度税制改正時に異常危険準備金制度が見直し検討の対象として取り扱われた経緯があります。近年、巨大化する地震・台風等による災害に対して、損害保険は、被災した保険契約者の復旧に大きな役割を担っています。損害保険会社は、再保険とともに、異常危険準備金の積立により、巨額の支払保険金の資金を確保し、巨大な保険金の支払が経営に及ぼす影響を最小限に止めています。無税での積立という税法上の措置があつて十分な準備金の積立が可能となり、大規模災害時の保険金支払に万全を期すことが可能となります。

このような、事情を踏まえて、わが国における保険に関する税制のあり方の参考とするため、主要な諸外国における保険に関する税制、特に、消費税および異常危険準備金等の取扱について調査を行いました。また、保険料税等の保険契約に課されるその他の税の調査も併せて実施しています。

この調査報告書は、在庫がある限りご希望の方に実費（3,000 円＋送料）でお頒けします。入手方法は、ホームページ（<http://www.sonposoken.or.jp/>）「調査研究」>「1. 調査報告書」>「書籍の販売」の項をご覧のうえ、お申込みください。

以上

本件に関するお問い合わせ先

〒101-8335 千代田区神田淡路町 2 - 9
公益財団法人 損害保険事業総合研究所
研究部 秋葉（TEL：03 - 3255 - 1761）

この資料は、保険関係業界紙各社へ同時に配付しております。

(公財) 損害保険事業総合研究所作成の調査報告書
「諸外国における保険に関わる税制について」の概要

<概要>

- 作成年月 2011 年 9 月
- 定価 3,000 円 (税込み、送料別)

<掲載項目>

目次

はじめに

調査対象国別の概要

第Ⅰ章 わが国における関連税制および調査結果の概要

第Ⅱ章 EU

第Ⅲ章 イギリス

第Ⅳ章 ドイツ

第Ⅴ章 フランス

第Ⅵ章 ニュージーランド

第Ⅶ章 オーストラリア

第Ⅷ章 カナダ

第Ⅸ章 米国

各国共通項目 (第Ⅲ～Ⅸ章)

1. 各国の損害保険市場の概要等
2. 税制の概要
3. 付加価値税制度
4. 保険契約に課されるその他の税等
5. 損害保険に関する異常危険準備金・平衡準備金制度

参考文献

以 上